「大野城市視聴覚ライブラリー」とは、本市が、視聴覚教育*の振興に寄与することを目的として、大野城市視聴覚センターを設置し、市民の学習用に視聴覚機材及び教材の貸出を行っているものです。

※ 視聴覚教育とは、映像機器・音響機器などを利用しながら、視聴者の視覚・聴覚 に直接訴えることにより、教育の効果を高めようとする社会教育の一環です。

本市においては、情操教育・平和教育・人権教育・生涯学習・自然科学等にまつわる 視聴覚教材を揃えています。

利用の手引き

1 利用する教材・機材の予約・貸出等について

(1) 予約方法

教材等の利用を希望する日の2日前までに、電話、または直接来館し所定の利用申 請書により予約をしてください。

- ※ 電話予約の場合は、貸出時に所定の利用申請書に必要事項を記入してください。 申請書は大野城市ホームページからもダウンロード可能です。
- (2) 16 ミリ映写機、16 ミリフィルムの貸出条件 映写機の操作技術講習を受講した人や、これと同等以上の操作技術を有する人が操作する場合にのみ貸出します。
- (3) 貸出期間・・・・・・・・貸出日から1週間以内
- (4) 貸出本数・・・・・・・・1回の貸し出しつき、教材は5本まで
- (5) 返却・・・返却時に、利用報告書を提出してください。返却期限は厳守してください。

◆貸出・予約受付◆

● 場 所 大野城まどかぴあ 1階総合案内 大野城市曙町2丁目3番1号(市役所南側)☎092-586-4000

● 受付時間 9:30~21:00(まどかぴあ休館日を除く)

2 利用にあたっての注意点

(1) 視聴覚教材・機材は、市内の団体又は事務所に貸出します。

ただし、市外に住所を有する団体又は事務所が、他市町村等の視聴覚センターを 通して利用申請をする場合は貸出します。詳しくは、窓口又は電話にてお尋ねくだ さい。(大野城市ホームページにも詳細を掲載しています。)

なお、次に該当する場合は、貸出しできません。

- ① 公共の福祉に寄与しない利用
- ② 営利を目的とするための利用
- ③ 特定の政党及びその他の政治活動のための利用
- ④ 特定の宗教及びその他の宗教活動のための利用
- (2) 他の団体等に又貸しすることは、厳に禁じます。
- (3) 貸出を受けた教材・機材を、紛失または破損した場合は、内容により団体代表者に損害賠償の責を負っていただくこともあります。
- (4) 教材や機材に故障等が生じた場合は、利用報告書にその旨を記載のうえ返却時に必ず職員に申し出て下さい。
- (5) 16 ミリフィルムが切れた場合は、つながずにケースに収納し、利用報告書にその旨を記載のうえ返却時に申し出てください。